

# 一般社団法人 One Life 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 One Life と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市名東区に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、一度きりの「人生」をより豊かにしていくために、心身の健全育成並びに地域の活性化に寄与するため、交流・普及・教育・育成の場を提供し、これに関連する企業・行政・地域の活動と連携し企画・運営・支援を行うことを目的とし、次の事業を行う。

### (事業目的)

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (4) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (6) 生活困窮者自立促進支援に関する事業
- (7) 農業の経営及び農産物・農畜産加工品の生産、製造、販売を目的とする事業
- (8) 健康福祉、環境保全及び農業の活性化を目的とする遊休農地の利活用を目的とする事業
- (9) 指定管理者制度に基づく施設の管理運営に関する事業
- (10) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- (11) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (12) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (13) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業

- (14) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (15) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (16) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- (17) 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの
- (18) 前各号に付帯関連するすべての事業

(公 告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 社 員

(入 社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会費及び会費を納入しなければならない。

(退 社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社した時
- (2) 成年後見又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 総社員の同意があるとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員等

(役員)

第18条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 5名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第23条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益

は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第25条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第26条 基金の返還に係る債権には、利息を付さない。

2 拠出された基金は、当該法人が解散するときまで返還しない。

3 基金の返還に係る債権は、総社員の同意がない限り、譲渡、質入れまたはその他の処分をすることはできない。

4 基金の返還に係る債権の債権者は、破産手続き、再生手続、その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しない。

(基金の返還の手続)

第27条 基金の返還に係る債務の弁済は、清算の開始後に、社員総会で承認された財産目録および貸借対照表に従って、その余の債務を弁済した後に、清算人がこれを行う。

## 第6章 計算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)

第30条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

## 第7章 解散及び清算

(解散)

第31条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解散することができる。

(残余財産の帰属)

第32条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年9月末日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第34条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 名古屋市守山区新城4番11号

設立時代表理事 鈴木 裕二

住所 名古屋市守山区新城4番11号

設立時理事 鈴木 裕二

住所 富山県南砺市高儀318番地

設立時理事 窪 哲志

住所 愛知県一宮市神山2丁目11番26-602号

設立時理事 井町淳也

(法令の準拠)

第35条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

設立時社員 鈴木 裕二

設立時社員 窪 哲志

設立時社員 井町淳也

2014年4月 施行

2014年5月 主たる事務所を改訂、理事の職務及び権限を明記

2016年9月 主たる事務所を改訂